

京都市訓令甲第17号
市会事務局
選挙管理委員会事務局
人事委員会事務局
監査事務局

京都市市会及び行政委員会の事務局長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成29年3月31日

京都市長 門川大作

別表事務局の庶務を担当する課長(課を置かない事務局に置く庶務を担当する課長を含む。)の項第8号に次のただし書を加える。

ただし、調達契約にあつては、1件1,000,000円以下の契約に限る。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)